

# 特記仕様書

## 第1条

- 1 本特記仕様書は、令和6・7年度 広島高速1号線舗装修繕工事に適用する。
- 2 本工事の施工にあたっては、広島高速道路公社制定「土木工事共通仕様書」(令和6年8月)に基づき実施しなければならない。

## 第2条

本工事は、契約後VE対象工事である。詳細は、「土木工事共通仕様書 1-1-3-7 契約後 VE 工事」による。

## 第3条

土木工事共通仕様書に対する特記仕様事項は、以下のとおりとする。

### 1 品質証明について

本工事は、品質証明の対象工事である。

### 2 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、工事の始期を通知すること。詳細は「工事(業務)着手日選択型契約方式の試行に係る取扱要領」による。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設定することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期は、雨天・休日等(日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含む。)を含み、契約締結の日から令和7年11月28日(工事完了期限)までとし、工期の設定にあたっては、以下のとおり見込んでいる。

項目	日数	備考
準備期間	60日	
後片付け期間	20日	
検査期間	13日	

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更可能とする。

### 3 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。
- (2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>

#### 4 ICT活用工事について

本工事はICT活用工事（受注者希望型）であり、「広島高速道路公社ICT活用工事（舗装工、舗装修繕工）実施要領」に基づき実施するものとする。

ICT活用工事計画書及び完成検査までに提出するアンケートは、広島高速道路公社のホームページの「技術管理」の「技術管理資料」に掲載している。

#### 5 舗装構成の確認

本工事の舗装構成については、設計図書に示すとおり見込んでいるが、施工前にコア採取等にて既存の舗装構成を確認し、監督職員の承諾を得て施工すること。

#### 6 床版の断面修復について

床版の断面修復に使用する断面修復材（超速硬型ポリマーセメントモルタル）は、下表の項目を満足するものとする。

要求性能	試験項目	基準値	試験方法
施工性能	硬化時間	始発時間が30分以上であること	JIS A 1147
	初期強度	時間制約がある場合 2時間：10N/mm <sup>2</sup> であること 4時間：24N/mm <sup>2</sup> 以上であること	JIS A 1108
		時間制約が特にならない場合 24N/mm <sup>2</sup> 以上であること	
断面修復に要する性能	寸法安定性	0.025%以下であること	試験法 439
	ひび割れ抵抗性	5面拘束試験でひび割れを発生させないこと	試験法 439
	熱膨張率	1.0×10 <sup>-5</sup> /°C±0.5であること	JSCE-K 561
	コンクリートとの付着性	コンクリートとの断面修復材との付着強度は1.5N/mm <sup>2</sup> 以上であること	試験法 439
耐久性能	中性化抵抗性	補修設計で定めた中性化速度係数と同等	試験法 439
	凍結融解抵抗性	負荷後の相対動弾性係数が60%以上かつ負荷後のコンクリートとの断面修復材との付着強度が1.5N/mm <sup>2</sup> 以上	試験法 439
	遮塩性	補修設計で定めた塩化物イオンの拡散係数と同等	試験法 439
力学的性能	静弾性係数	材齢28日における静弾性係数が26.5±5kN/mm <sup>2</sup> であること	JIS A 1149

(NEXCO 構造物施工管理要領 表 4-2-1)

## 7 橋面防水工の規格について

### ①床版防水工

複合防水（高浸透型防水材(臭気低減タイプ)）

表－6 防水用アスファルトの品質規格（タイヤ付着抑制型）

項目	規格値	単位	試験方法
針入度	1～5	mm	舗装調査・試験法便覧 A041
軟化点	80以上	℃	JIS K 2207
引張強度(23℃)	0.35以上	N/mm <sup>2</sup>	JIS A 6021
破断時の伸び率	300以上	%	JIS A 6021
耐カカリ性(23℃)	異常の無いこと	—	JIS K 5600-6-1
耐塩水性(23℃)	異常の無いこと	—	JIS K 5600-6-1

表－7 浸透型防水材の品質規格

項目	規格値	単位	試験方法
粘度(20℃・5℃)	50以内	mPa・s	JIS K 6833
硬化時間(20℃・5℃)	1.0以内	h(時間)	ドライングレオター法
浸透性試験(23℃・5℃)	10以上	mm	舗装設計施工要領 (首都高速道路株式会社)

## 8 低入札受注時における追加配置技術者

広島高速道路公社建設工事請負契約約款第54条第3項の規定により追加配置した技術者について、土木工事共通仕様書 1-1-1-5（コリンズへの登録）により、工事実績情報システム（コリンズ）へ登録する場合には、追加配置した技術者は主任技術者として登録すること。

## 9 遠隔地からの労働者確保について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費

（宿泊費、借上げ費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 本工事における実績変更対象費の割合は次のとおりである。

ア 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費(労働者送迎費、宿泊費、借上げ費)の割合：11.25%

イ 現場管理費に占める実績変更対象費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)：1.31%

- (3) 受注者は、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出する。なお、実施計画書には根拠となる資料を添付すること。

- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は、

実績報告書（様式2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準書に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に疑義の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

## 1 0 遠隔地からの建設資材調達について

建設資材及び仮設材については、調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票の写し等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

「調達地域等」とは、建設資材にあつては、広島県土木工事設計資材単価表で示す地区、又は地区の指定がない場合は広島県内をいい、仮設材にあつては、土木工事標準積算基準書（広島高速道路公社）第 X 編 参考資料 第 2 章 工事費の積算 1)間接工事費 1)-1 共通仮設費 1 運搬費 (4)リース器材の運搬 で示す仮設材が存在すると推定される場所又は大手リース業者基地等をいう。

## 1 1 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。

- (1) 工期（工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
- (2) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
- (3) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- (4) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。
- (5) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
- (6) 積算方法は次のとおりとする。

### ア 補正方法

- (ア) 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊

急工事の場合」及び本補正値を合計し、2%を上限とする。

(イ) 真夏日率=工期期間中の真夏日÷工期

(ウ) 補正値(%)=真夏日率×1.2

イ 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。

(7) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。

(8) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

## 1.2 週休2日適用工事等について

本工事は月単位の週休2日適用工事（発注者指定方式）であり、「広島高速道路公社週休2日適用工事等実施要領（令和6年8月）」に基づき実施するものとする。

## 1.3 法定外の労災保険の付保について

(1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

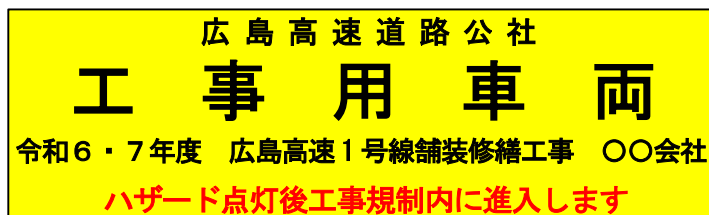
(2) 受注者は、広島高速道路公社建設工事請負契約約款第55条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。

(3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

## 1.4 安全対策について

(1) 交通規制に関しては、交通規制計画を作成し、監督職員と協議して決定するものとする。

(2) 工事車両には以下の車両幕を設置すること。



普通車用車両幕 例



#### 1 5 主任技術者又は現場代理人の兼務制限の緩和について

広島高速道路公社建設工事請負契約約款第 10 条第 3 項に規定する現場代理人に関し、別添「主任技術者等の兼務制限の緩和について」に定める要件に該当する場合は、他の工事との兼務を認めることとする。

なお、本件工事の落札者において当該緩和措置を受けようとする場合は、様式第 1 号を提出し、当公社より承認を得るものとする。

※様式等については、「広島高速道路公社ホームページ」に掲載している。

<https://www.h-exp.or.jp/technology/shiryou/>

#### 1 6 疑義について

設計図書、特記仕様書、契約書等に明記されていない事項または疑義の生じた事項については、監督職員と協議して決定するものとする。

様式 1

実績変更対象費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計画計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	労働者宿舍等の敷地借上げに要する地代及び労働者宿舍等を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 労働者の住宅から、会社又は工事現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当	
	小計			
合計				

※費用は、全て税抜価格とする。

## 実績変更対象費に関する実績報告書

費目		費用	内容	計画計上額	実績計上額	差額
共通 仮設費	営繕費	借上費	労働者宿舍等の敷地借上げに要する地代及び労働者宿舍等を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場 管理費	労務 管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 労働者の住宅から、会社又は工事現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当			
	小計					
合計						

※費用は、全て税抜価格とする。



主任技術者等の兼務制限の緩和について

入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るため適用している、主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和措置の内容を、建設業法施行令の改正に合わせて改正する。

1 内容

- (1) 主任技術者又は現場代理人の兼務の件数については次表のとおりとし、他に配置されている工事とこれから配置しようとする工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認める。
- (2) 4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上の主任技術者等（主任技術者及び現場代理人）は、県・市発注の災害復旧工事を含む場合、密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事であれば3件まで兼務を認める。
- (3) 兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

主任技術者		現場代理人	
請負対象設計金額（税込）	兼務制限	請負対象設計金額（税込）	兼務制限
8,000万円	<p><b>兼務不可</b></p> <p>《緩和》 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可</p>	8,000万円	<p><b>兼務不可</b></p> <p>《緩和》 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内</p>
4,000万円 (8,000万円)	<p><b>兼務不可</b></p> <p>《緩和》 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内 ※監理技術者の場合は兼務不可</p>	4,000万円 (8,000万円)	<p><b>兼務不可</b></p> <p>《緩和》 3件以内 ○県市発注の災害復旧工事と密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内</p>
500万円 (1,500万円)	<p><b>兼務不可</b></p> <p>《緩和》 5件以内 ○同一市町内（※2）の工事（※3）に限る</p>		<p><b>兼務不可</b></p> <p>《緩和》 5件以内 ○同一市町内（※2）の工事（※3）に限る</p>
	<b>兼務制限なし</b>		

※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

※2 安芸郡4町については同一市町内として取り扱う。

※3 工事には、公共工事以外の工事も含む。

※ 請負対象設計金額等のカッコ内の金額は建築一式工事における金額である。

※ 兼務の条件、手続きについては、公告共通事項、入札条件及び特記仕様書を確認すること。

※ 低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。

※ 既発注工事において受注者より申出のあった場合は緩和を適用することとする。

※ 受注者において兼務を申請する場合には様式第1号を提出すること。

2 適用

令和5年6月7日以降に指名・公告・随意契約する工事から適用する。適用終了日等については、別途定める。